3　工事内容
ア　取水設備
選択取水ゲート：4.2m×12.5m　2段扉製作・据付　N＝1門、底部取水ゲート：2.5m×3.2m　製作・据付　N＝1門、副取水ゲート：1.2m×3.5m　製作・据付　N＝2門、開閉装置：電動ワイヤーロープウィンチ式　製作・据付　N＝2基、開閉装置：電動スピンドル式　製作・据付　N＝2基、機側操作盤：屋内自立閉鎖型　製作・据付　N＝2面、凍結防止装置制御盤：屋内自立閉鎖型　製作・据付　N＝1面
イ　放流設備
放流主ゲート：φ2,500㎜　製作・据付　N＝1門､放流副ゲート：φ2,500㎜　製作・据付　N＝1門、油圧式開閉装置：電動復動式シリンダー　製作・据付　N＝2基、油圧ユニット：14MPa　製作・据付　N＝1面、機側操作盤：屋内自立閉鎖型　製作・据付　N＝1面、凍結防止装置制御盤：屋内自立閉鎖型　製作・据付　N＝1面
4　工事区分　機械装置
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成26年９月26日から平成26年10月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成26年10月22日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311　内線5480）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　河川管理施設等構造令に基づくダム又は河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムで、平成11年度以降に完成（供用開始又は管理に移行）又は引き渡しを行ったダム用水門設備のうち小容量放流設備用ゲートを元請けとして製作及び据付した施工実績を有すること。ただし、製作及び据付工事は同一工事でなくてもよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、河川管理施設等構造令に基づくダム又は河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムで、平成11年度以降に完成（供用開始又は管理に移行）又は引き渡しを行ったダム用水門設備のうちダム用ゲートを製作又は据付した施工実績を有すること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事の工場製作期間及び現地での据付期間に専任で配置できること。工場製作期間に配置する技術者は工場専任することとし、下記㋐及び㋑の基準を満たすこととする。現地での据付期間は平成27年３月以降を予定し、現地での据付期間に配置する技術者は以下の㋑を除く基準を満たすこととする。
㋐　１級土木施工管理技士を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。特定建設工事共同企業体の場合は、全ての構成員が上記の資格を有する者を配置すること。
㋑　上記⑸イ本文に掲げる工事の経験（製作）を有する者であること。
㋒　上記⑸イ本文に掲げる工事の経験（据付）を有する者であること。なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
㋓　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（鋼構造物工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者
エ　詳細設計に係わる技術者（以下「詳細設計技術者」という。）として、次の基準を満たす者を配置できること。なお、詳細設計技術者は主任技術者又は監理技術者と兼務することができる。
・鋼構造物工事において、１級土木施工管理技士の資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
7　競争参加資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。
8　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部
イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語
⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec. html#01
9　資格審査結果の通知
資格決定通知書により通知する。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、天塩川サンルダム建設事業の内取水放流設備製作据付工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。
⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局旭川開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。
⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。
ア　北海道開発局事業振興部工事管理課
イ　北海道開発局旭川開発建設部契約課

競争参加者の資格に関する公示

岩国飛行場（H26）運用地区雨水排水等整備土木工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成 26 年９月 26 日
支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　芹澤　　清
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34
1　工事名　岩国飛行場（H26）運用地区雨水排水等整備土木工事
2　工事場所　山口県岩国市（米軍岩国基地内）
3　工事概要
・雨水排水工事
ボックスカルバート㈼4300×㈭1400　内空断面積約６㎡　約400m，㈼3500×㈭1400　内空断面積約５㎡　約450m，㈼2300×㈭1400　内空断面積約３㎡　約350m等
・舗装工事
アスファルト舗装　約25,000㎡等
・給水工事
鋳鉄管　約1,400m等
・汚水排水工事
塩ビ管　約1,200m等
・仮設工事　一式
・撤去工事　一式
4　工期　平成29年３月31日まで。